

議第175号

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育んで」に、「琵琶湖や」を「森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や」に改め、「県土の保全」の右に「や地球温暖化の防止」を、「再認識し、」の右に「持続可能な社会の構築に寄与する」を加える。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

第10条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ、適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第15条中「を単位とした」を「における」に改め、「、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について」および「等への提案その他の活動を行うことを目的とし」を削り、「の促進に必要な措置を講ずる」を「に努める」に改める。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「、県産材の」を「、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その」に改め、同条第2項中「合理化」の右に「および高度化」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第18条とする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。